



藤原 孟
議員
(緑政会)

問

2000年旧来の禁治産制度に代わって設けられ、認知症など判断能力が不十分な人を保護するために援助してくれる人を裁判所に選んでもらえる。これにより不動産や預貯金、年金の管理や各種契約が安全に行えるようになる。今までの利用は少ないが10年先を見据えたならば気楽に、難しくなく利用できる制度になるよう、例えば講師神田織音を招き、わかりやすい研修会を開催するなど、住民みんな育てていくべきと考え伺う。

- ①制度を正しく理解し、活用のため
の広報活動は。
- ②担当職員への継続的な研修をどう
行うか。
- ③総合相談窓口と専門支援機関の
設置を。
- ④経済的弱者のための後見人等への
報酬助成制度を確立。特に成年
後見制度利用支援事業の利用促進
と適用範囲の拡大を。
- ⑤総合的後見支援センターの創設

問	答
<p>一人暮らしの高齢者の生活を守る 成年後見制度の活用を 制度周知と利用促進は重要であると 認識している</p>	<p>一人暮らしの高齢者の生活を守る 成年後見制度の活用を 制度周知と利用促進は重要であると 認識している</p>

⑥成年被後見人の選挙権の制限の撤廃について。

町長

①幕別町地域包括支援センターの重点業務として位置づけ、窓口でのパンフレット配布を初め、制度にかかわる講演会や介護サービスに携わるケアマネジャーなどを対象とした研修会の実施、さらには出前講座などでの成年後見制度の周知を図っている。

②職員を中心に内部の勉強会を実施し、制度の内容や、基礎知識の共有を図っている。

また、十勝管内での研修会や札幌市で実施される研修会に職員を派遣し、資質の向上を図るとともに体制の強化に努めていきたい。

③幕別、札幌内各地区の在宅介護支援センターとふれあいセンター福祉に窓口を設置している。、成年後見制度の相談があった場合には、地域包括支援センターと連携を図り、制度についての説明や申し立て先などの情報提供、申立人がいない場合には、町長による申し立てについての検討をするなど対応をしている。

専門支援機関の設置は人材の確保、制度利用のニーズ、効率等を考慮すると、町単独での設置は課題が多く、現状では困難である。

④町長が申立人になる場合に後見人等への報酬を助成することを内容とした、「幕別町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を平成22年度に制定し、制度の周知に努めてきた。

この制度の適用範囲の拡大について、現時点で制度の改正は考えていないが、今後の相談や利用の状況等を見ながら対応したい。

⑤現状では人材の確保、費用対効果、事業の継続等の視点で考えると町単独での設置は難しく、広域での設置が望ましいと考えている。広域対応は、十勝総合振興局が中心となり検討が始まったので、動向を注視していきたい。

⑥公職選挙法の規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととされている。民法改正前の禁治産者と同様の取り扱いであり、現行法制度の中では、成年被後見人の選挙権の制限についてはやむを得ないものと考えている。

再質問

自分の人生の終末のあり方を記載するエンディングノートの中に、任意後見人は決められたかあるが、法定後見人の不足が将来心配されるので、市民後見人等を育てるべきと考えが伺う。

町単独では難しいので、十勝の中で市民後見人の養成をはじめるのがいいと考えている。

